税実査官、札幌国税局、仙台国税局、広島国税局及び福岡国税局にあっては、課税第一部の資料調査課並びに課税第二部の資料調査課、金沢国税局、高松国税局及び熊本国税局にあっては、課税部の資料調査第一課及び資料調査第二課（以下「資料調査第一課等」という。）の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～三　略］

四　国税通則法第七十四条の七の二第一項の規定による報告の求めに関すること。

五　［略］

六　［略］

七　前三号に掲げる事務に係る不服申立てに関すること。

八　［略］

九　［略］

十　［略］

（消費税課の所掌事務）

第四百七十三条　消費税課は、次に掲げる事務（課税総括課及び資料調査第一課等の所掌に属するもの並びに関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局、大阪国税局及び広島国税局にあっては、国税訟務官室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　［略］

二　たばこ税等の賦課に関する事務のうち、たばこ税等に係る課税標準又は税額の決定に関する事務（国税通則法第七十四条の七の二第一項の規定による報告の求めに関することを除く。）の管理に関すること。

［三～八　略］

2　［略］

（酒税課の所掌事務）

第四百七十五条　酒税課は、次に掲げる事務（鑑定官室並びに関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局、大阪国税局及び広島国税局にあっては、国税訟務官室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

税実査官、札幌国税局、仙台国税局、広島国税局及び福岡国税局にあっては、課税第一部の資料調査課並びに課税第二部の資料調査課、金沢国税局、高松国税局及び熊本国税局にあっては、課税部の資料調査第一課及び資料調査第二課（以下「資料調査第一課等」という。）の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～三　同上］

［号を加える］

［四］　［同上］

［五］　［同上］

六　前二号に掲げる事務に係る不服申立てに関すること。

［七］　［同上］

［八］　［同上］

［九］　［同上］

（消費税課の所掌事務）

第四百七十三条　消費税課は、次に掲げる事務（課税総括課及び資料調査第一課等の所掌に属するもの並びに関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局、大阪国税局及び広島国税局にあっては、国税訟務官室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　［同上］

二　たばこ税等の賦課に関する事務のうち、たばこ税等に係る課税標準又は税額の決定に関する事務の管理に関すること。

［三～八　同上］

2　［同上］

（酒税課の所掌事務）

第四百七十五条　酒税課は、次に掲げる事務（鑑定官室並びに関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局、大阪国税局及び広島国税局にあっては、国税訟務官室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　酒税の賦課に関する事務のうち、酒税に係る課税標準又は税額の決定に関する事務（国税通則法第七十四条の七の二第一項の規定による報告の求めに関することを除く。）の管理に関すること。

［二～九　略］

2　［略］

（統括国税実査官の職務）

第四百八十条　統括国税実査官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　第四百六十八条第三号及び第四号に掲げる事務のうち国税局長が特に必要があると認めた事項に関すること。

二　第四百六十八条第五号及び第八号に掲げる事務のうち国税局長が特に必要があると認めた事項に関すること。

［三～五　略］

（国税実査官）

第四百八十五条　課税部並びに課税第一部及び課税第二部を通じて国税実査官三千四百七十五人以内を置く。

2　国税実査官は、命を受けて、第四百六十八条第三号から第九号まで、第四百六十八条の二第二号、第四百六十九条第二号、第四号及び第五号、第四百七十条第一項第二号から第六号まで、第八号、第九号及び同条第二項、第四百七十一条各号、第四百七十二条第二号、第三号及び第五号から第七号まで、第四百七十三条第一項第一号、第三号から第五号まで及び第七号、第四百七十四条、第四百七十五条第一項第二号、第三号及び第五号、第四百七十八条第一号並びに第四百八十条各号に掲げる事務を処理する。

（課税総括課の所掌事務）

第五百二十五条　課税総括課は、次に掲げる事務（資料調査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～三　略］

一　酒税の賦課に関する事務のうち、酒税に係る課税標準又は税額の決定に関する事務の管理に関すること。

［二～九　同上］

2　［同上］

（統括国税実査官の職務）

第四百八十条　統括国税実査官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　第四百六十八条第三号に掲げる事務のうち国税局長が特に必要があると認めた事項に関すること。

二　第四百六十八条第四号及び第七号に掲げる事務のうち国税局長が特に必要があると認めた事項に関すること。

［三～五　同上］

（国税実査官）

第四百八十五条　課税部並びに課税第一部及び課税第二部を通じて国税実査官三千四百七十五人以内を置く。

2　国税実査官は、命を受けて、第四百六十八条第三号から第八号まで、第九号及び同条第二項、第四百七十一条各号、第四百七十二条第二号、第三号及び第五号から第七号まで、第四百七十三条第一項第一号、第三号から第五号まで及び第七号、第四百七十四条、第四百七十五条第一項第二号、第三号及び第五号、第四百七十八条第一号並びに第四百八十条各号に掲げる事務を処理する。

（課税総括課の所掌事務）

第五百二十五条　課税総括課は、次に掲げる事務（資料調査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～三　同上］